

平成27年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年3月4日(水曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 橋本 昭	8番 山浦 妙子	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 小池美佐江	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸	副町長 森澤光則	教育長 塩沢勝巳
総務課長 笹井恒翁	町づくり推進課長 青井義和	
産業振興室長 中村茂弘	町民課長 羽場幸春	
農林課長 小平春幸	建設課長 武重栄吉	
観光課長 今井一行	会計室長 市川清子	
たてしな保育園園長 中谷秀美	庶務係長 遠山一郎	
農業委員会長 宮下芳昭	教育委員会次長補佐 片桐栄一	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 長坂徳三	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後2時02分

議長（滝沢寿美雄君） おはようございます。これから3月4日、本日の会議を開きます。

報告します。教育委員会宮坂教育次長から、忌引のため欠席届が出ております。片桐課長補佐が代理出席します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第5号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第1 議案第5号 立科町保育の必要性の認定に関する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 1番、榎本です。本日教育次長欠席ですので、またよろしく願いいたします。実は、この立科町保育の必要性の認定に関する条例制定についてですが、これは国からの子ども・子育て支援法というその制定に沿って施行規則がおりてきたものと思いますが、この中で、全体の条例制定におけるところのポイントというのは、基本、やはり国における支援法のポイントで、質の高い幼児期の学校教育の保育の総合的な提供、または保育の量的拡大確保、そして地域の子ども・子育て支援の拡充ということで、それらを中心にした条例制定になると考えます。

その場合、これからまたこれらの維持存続をする場合、当然この条例制定に当たっては、町独自で子ども・子育て支援の会議が設置されたことと思いますが、その会議自体は今もあるものか、またこれからもその会議でPDCA、いわゆるこれからの事業経過を確認するものと思われませんが、その会議自体が存続するものかお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） それでは私のほうからお答えをさせていただきます。

今回の子ども・子育て支援法の施行に伴います町の政策的な方向性につきましては、検討委員会で検討させていただいております。検討委員会はやっぱり計画の策定までが本来の業務でございますので、策定委員会はこれ一旦終了ということになります。新たにPDCAサイクルのほうにつきましては設けるということになると思います。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） そうしますと、その策定委員会は前回のこれを策定された委員会とこれからPDCAチェックをされる委員会とは同じメンバーで継続でしょうか。また新たな違うメンバーで継続になりますでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 条例、わかりましたか。はい、じゃいいです。ほかに質疑ございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第6号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第2 議案第6号 立科町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第7号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第3 議案第7号 立科町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 7番、橋本です。今回の基準に関する条例の中の第3条に当該職員の員数というものが規定されてるわけですが、確認がまず一つございますけども、立科町はこの中では該当するのは次の表のおおむね1,000人以上2,000人未満、したがって、員数は前項各号に掲げるうちの者から2人（うち1人はもっばらの職務に従事する常勤の職員とする）、これに立科町は該当するのであるかという確認、それと、この「もっばら」というのは専門であるという、兼任は認められないという考え方があるわけですが、立科町はこの条例に基づいた改正になっているのか、職員数がどんどん減ってきてるという中で、この包括支援センターの条例上の体制が整っているのか、現員は整っているのか、今後整えられるのか、今後とも守れるのか、その辺についてお伺いいたします。担当課長でよろしいです。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。議員さんご指摘のとおり、この枠の中ではおおむね1,000人以上2,000人未満というようなことの中で、対象者数からすると2人ということになるかと思えますけれども、現状、その部分については主任介護支援専門員という立場の者、それから保健師という立場の者、それから介護支援専門員という立場の中で現段3人で、一部兼任はございますけれども、もっばらという部分については専任で保健師が当たっておるということでご回答させていただきたいと思えます。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第8号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第4 議案第8号 立科町指定介護予防支援等の事業の人員及び

運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案第9号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第5 議案第9号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第10号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第6 議案第10号 立科町課等設置条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 7番、橋本です。今回は総合政策課が新たにでき、産業振興室が削られてまちづくり推進課に業務が移管するという、また中には総務課の業務が所管の部分が移行するという改正の提案でございますけども、まず一つお伺いしたいのは、今回新たに町有林開発地の貸付契約に関する事項というのが総務課から所管を総合政策課に移るとい形になっておりますけど、今さまざまな貸付地においていろんな問題が起こっております。例えば訴訟の問題だとか。今回の貸付地に契約に関する事項という中にそういうものも含まれますから、今までの所管は総務課でございましたけども、そういう訴訟の問題だとかそういうような観点も全てこの総合政策課が取り扱うのかと、それは確認事項で1点。

それと、言葉の表現でございますけど、「町有林開発地」という言葉を使っておられます。さきの何回前の定例会だったか忘れましたけども、条例が変更になりまして、昔は町有林野貸付条例とかいう条例の名称が、立科町町有地貸付条例になってるんですよね。山の貸し付けについては。これは目的というか町有地の範囲というのは立科町が所有する林野というふうになってるわけです。こういう町有林開発地という、今の段階ではこれは不的確な言葉ではないだろうかというふうにこの条例上からも思うわけですけども、昔のまだ開発段階での総務課の所管事項の文言ではないかというように思われるわけですけど、この辺はどういう解釈で町有林開発地の貸し付けと、条例との整合性というものも含めた上でお答えいただきたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） お答えをいたします。まず最初の貸し付けに関する関係の諸課題と申しますか、そういった部分も今回、総合政策課のほうに事務移管をするということでお答えをさせていただきます。

また、町有林開発地と町有地貸し付けということで、整合性がとれていないという部分につきましては、条例の中を今後精査をして、変えるべきものは変えていきたいというふうにお答えさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第11号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第7 議案第11号 立科町職員定数条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第12号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第8 議案第12号 立科町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第9 議案第13号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第9 議案第13号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第10 議案第15号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第10 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 7番、橋本です。事前にちょっと確認をしておけばよかったとは思

いますけども、細かいことで質問をさせて、ちょっと理解しにくいところがございますので。条例の12ページ、施行期日、附則ですけども、その附則の施行期日の2番です。2番に平成27年4月1日（以下、切りかえ日）というふうになって、その前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給与月額が、ここで、「同日において受けている給料月額」というふうに、「同日」というふうにここで書かれてるわけですけど、これが意味がちょっとよく、前は切りかえ日というのは4月1日で切りかえ日なんですけど、この同日というのは何が同日なのかというのがよく理解がしにくいわけですけど、ご説明いただければと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 済みません、今ちょっとお答えができませんので、時間をいただければと思います。よろしくお願ひします。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第11 議案第17号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第11 議案第17号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 7番、橋本です。今回は国保税の改正の条例でございます。これは、町長のほうにお伺ひいたしますけども、国は今回、国保の仕組みを県へ移管するということが今回の国会にも上程されて審議されてるようなんですけども、そういう移管の時期に今回この改正をするという、全体概要がどういうふうになるかというのがわからない中でまず改正をすると、当然そういう改正を踏まえた上で今回の改正を考えておられると思いますけども、ただこういう時期ですから大きな負担が増えるわけで、国民健康保険というのは全ての町民が最終的には国民健康保険に入ることですので、改正云々というものははっきりした段階まで私は延期すべきではないかという考えで今ご質問するわけですけど、全ての町民が将来的に入る国民健康保険ですから、今でも約9,000万幾らの一般会計からの繰り入れをしておりますけども、今回の税制改正によって出てくるのが、予算上では約八百何十万だというものが出てると思いますけども、私はそういう改正時期であるならば、この27年度分は一般会計から組み入れるのほうの政策のほうは私はよろしいんじゃないかなというふうに私自身は思いますけども、公平性の原則からいってだめだというようなお考えが出てくるかもしれませんけど、全ての町民が将来的に入る国民健康保険を維持するという意味合いの観点から言えば、公平性には欠けてないというふうに私自身は思いますけど、その辺についての改正をする、今の時期に改正をするということのお考え方についてお伺ひいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） お答えになるかどうか、お答えしたいと思いますけれども、まず、国が出しました方針の地方自治体から県のほうに事務を移管をしていくんだということは、これ移管をするということだけ決めただけで、中身決まってないんですよ、実は。ということで、それが移管になるのが30年まで間があるんですよ。ところが、現実にはもう来年赤字になってしまうという形があります。そうすると、その間をじゃどうするかというのが今、橋本議員さんのおっしゃる一般会計から入れたらどうかという、こういう話ですよ。

一般会計から入れたらどうだというのは、お気持ちはわからないんじゃないんですけども、保険税の仕組みといたしまして、既に他の保険、国保以外の、保険機構の皆さんからも相当量の負担をいただいた上で成り立っている事業です。それをさらに町が一般会計から繰り入れをしてやっていくということになると、その方々からは二重の投資をしていただくとか二重の負担をしていただくことになる、先ほどちょっと気にされたように、やっぱり不公正感を感じるという部分があって、やっぱり一般会計から投入するというのは相当慎重にやらなければいけないというふうに思っています。できることならば、やっぱりその会計は会計の中で自立のできるような形で進めていくのがよろしいかと思えます。

今回の今の数字、パーセントを上げたわけですけども、それもぎりぎりの、30年度を見据えたと言っちゃいけないんですけども、実際には医療費が上がったり下がったり絶えずしてますから何とも言えないんですけども、ぎりぎりのところでやらせていただきましたので、私とすれば一般会計からの繰り入れはまず慎重になるべきだということ。それから今回の改正については、本当にぎりぎりの部分だけをやらせてもらいましたので、あとは国のどういうふうな仕組みでどんなことまで県がやってくれるのか、どういうことまで町がやらなきゃいけないのかということをしっかり見きわめた上でやっぱり金額をさらに決めていくもとなるのかなというふうに思っています。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第12 議案第18号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第12 議案第18号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。2番、森本信明君。

2番（森本信明君） 2番、森本です。今回、条例を改正するというので、特に発行される手数料的なもの、用紙かかるもの等に取りられるわけではありますが、これらに金額設定に当たっては、参考的になるようなものが従来のものに多くあるかと思えますけれ

ども、その辺のところを、金額設定に当たっての様子についてお願いをしたいと思
います。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） お答えいたします。この地理空間情報に関する手数料の関係につ
きましては先駆的な事業でございます。したがって、近隣といいますか自治体のほ
うではここまでやっていくという自治体はほぼ皆無に近いというふうに認識をして
おります。そんな関係がございまして、この額が一般的に適当であるというような設定
がございませんので、通常はやられてるのは1件につき500円というような設定をさ
れてる自治体がございます。うちのほうも今まで地籍図等は500円ということでやっ
てまいりました。そんな中で、今回につきましては、いろんな情報を提供をしていく
ということの中で、あるいは、地図ですので、できるだけ大きなものというような考
え方もございます。A0判、1メートル以上の図面からA4判の普通の書類サイズの
ものまでやっていきたいと。それと、特に空中写真等はカラーになります。カラーに
なりますと、費用面でも結構維持管理等かかるという中で、閲覧300円から最高2,000
円までの料金設定を今回させていただくということでお願いをしたいと思
います。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第13 議案第19号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第13 議案第19号 立科町ふるさと交流館の設置及び管理に関
する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を
許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第14 議案第20号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第14 議案第20号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部
を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質
疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第15 議案第21号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第15 議案第21号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制
定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで、笹井総務課長より発言を求められていますので、発言を許可します。笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） それでは、先ほど橋本議員さんのほうから一般職の給与の条例で附則の施行期日の2項の同日というところの説明ができませんでしたので、させていただきます。

この同日につきましては、平成27年の3月31日ということでございます。職員の給料の現給保障の関係ですので、変更になる前の給料を使っていくということで、3月31日というふうをお願いをしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 橋本議員、よろしいですか。7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 同日というのは3月31日ということですか。ということですか。

◎日程第16 議案第22号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第16 議案第22号 立科町商工業振興条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 7番、橋本です。今回は創業支援融資資金あっせん事業ということで、所管でございますけども、町長のお考え方もお伺いしなきゃいけないと思います。当然、ひと・まち・しごとですか、の関係もあって、人口増というふうなことも含めての政策だというふうに理解しておりますけども、この中を見ますと、通常の一般的な中小企業振興資金のあっせんは商工会の加入を条件としてないわけです。今回創業支援については商工会の経営指導という言葉が入りまして、経営指導を受けるということは商工会の加入であるということが前提であるということですね。まずそれがなぜそういうふうに、商工会の加入を前提にしたのかということがまず第1点です。

それと、ここで、全ての市町村民税等が完納しているというふうになってます。通常の中小企業の資金の融資については、町税が滞納してないということが条件であります。これは多分町外の事業者とか町外から来た人が創業するということを想定して市町村民税等というふうにしてるんだというふうに理解はしておりますけども、それで正しいかどうか。

それともう一つは、この条例のタイトルは商工業振興というふうになってます。中を見ますと、町内に工場または店舗というものを持っているということが入っておりまして、昨日の上程のときの説明では第6次産業化、6次産業化というものを視野に入れたものも含めた創業支援というふうなお言葉がございましたけれども、6次産業は工業でもない、商業でもない、何なのかというところがあるわけですけども、加工施設というのはですね。例えば加工施設をつくるときにですね。その辺との関連からこ

のタイトルの商工業振興というものとちょっとこの創業支援の中身というものが少しふぐあいがあるんじゃないかなという、もう少しタイトル面を考えた上でやったほうがより町民の方にも理解得られるような内容ではないかというふうに考えますけど、その辺についてお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 中村産業振興室長。

産業振興室長（中村茂弘君） 3点ほどの質問かと思います。まず、1点目の商工会の加入を義務化してるというような話でしたけど、それについては極力、商工会の指導・あっせんとかそういうものがあるもんですから、加盟していただけるような体制づくり、今商工会自体が大分加盟者が減ってきておりますので、そういうものも含めるということでは加盟していただきたいと考えております。

市町村民税という形については、先ほど橋本議員がおっしゃられたとおり、やっぱり佐久市等からの起業という形がありますので、やっぱりそちらで滞納してる人が町に来ていただいているという中では、やっぱり優秀な企業について来ていただく中では市町村という形にしております。

もう一点の6次産業を含めた形と言いますが、6次産業は製造業とかいろいろな形の組み立ての中で成り立ちますので、そういう中で私どもとしては、やっぱり農業と加工施設、いろいろ加工施設になりますと第2次産業になってきますから、そういう中ではそういうものも後押ししていくということが大事だと思っていて、そういうような説明をしたところでございます。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 今の説明のとおりですから、商工業振興条例という言葉そのものがふぐあいがあるんじゃないかなというのが一つ。

それともう一つは、先ほどの説明では加盟、要は商工会に加入は義務づけていないというふうなご説明で、そういう形での理解でよろしいでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 中村産業振興室長。

産業振興室長（中村茂弘君） いろいろ連携は図っていきますけども、加盟までは義務づけとされておりません。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第17 議案第23号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第17 議案第23号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 7番、橋本です。昨日の第初日の町長の招集の挨拶の中で、一番頭の痛

い問題は索道事業であるという、将来的なことを考えましてというご発言がありました。その中で町長は、将来に向けて町民的議論を進めてきたと、その一環として索道事業あり方研究会議を設けて答申をいただいたと。広報で町民にも内容は知らしめ、白樺高原地区でも説明会を開催したと。答申の内容は、町が索道事業に特化した運営では限界だと、観光センターの複合的な企業経営によりスキー場を守っていくべきであるとのことであったというようなご説明がございました。町長は答申を尊重し、町として具体的な内容を今検討してるんだと。さらに、これまでも議会でも議論、議員による町民的議論をしてきて、委員会を設けて議論を重ねてきたと。本議会においてもさらなる活発な議論をいただきたいというお話がございまして、町長は次期の公約の中でその方向性を示されるというお話がございましたので、町長の意向を受けまして、活発な議論をここでさせていただきたいと、質疑の中でしていただきたいというふうに思っております。

それで、今回の条例は、町長の今の招集の挨拶に基づいて、その意を受けた形での条例の制定であろうというふうに解釈するわけですけど、まず、この条例を制定する前段での認識の問題ですけど、答申の認識の問題ですけども、答申はどういうふうに書かれてるかといいますと、町営施設としてその保守管理及び運行業務に関しては指定管理者制度が適切である。しかしながら、その経營業務に関しては指定管理者制度では不十分であり、別添のような通年の複合型事業への取り組みが必要であるというふうに答申はされております。

町長の招集の挨拶は、観光センターの複合的な企業経営というものは含まれておりますけども、ここの部分について余り認識が示されていないわけですけども、だけでもこういう条例が出てきたということは、町長の認識と答申とちょっとずれがあるんじゃないかなと。

といいますのはこの指定の内容、第4条の2項になるんですかね、指定管理者に管理を行わせる業務というのがここに書かれてるわけですけども、先ほどの答申の内容は保守管理並びに運行業務です。これについては指定管理は適切であると言ってます。この中の条項の中の、例えば2号ですね、指定管理施設の集客促進に関する業務、それと、第6条の変更がありますけどその3項、利用料金についても町長の承認のもとに変更できると。ということは、この指定管理者というのはここでやられる指定管理者というのは全てですね。索道事業全てを指定管理者、答申はあくまでも保守管理並びに運行だけです。

したがって、これはまだ町長の招集の挨拶では検討中であると、町で鋭意検討中であるというようにお話がございました。今の段階でこの条例を出す意味がわかりません。まだ検討中であり。答申の内容との内容も不具合がある。これから町民的な議論をした上で、どういう形で指定管理者をするのかとかいうようなことも総合的な判断をした上で出されるならわかりますけども、これは今の段階では拙速過ぎると

いうふうに私自身は考えますけども、町長はどのような見解をされてこの条例を出されたのかご説明いただきたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） お答えをいたします。今、答申に対するものの捉え方が少々橋本議員さんと私どもとは少し違うのかもしれませんが。私どもは今までの索道事業、スキー場経営のあり方については、非常にもう困難を来してるというふうに考えておりますので、しかも答申も、別添の中にもありますように索道事業あるいは運行事業、おっしゃいますようにそれだけのためだけでは運行はもう限界なんだということを言われてるわけです。その中で、でき得る限りいろんな事業を複合的に経営をして、その収益の中から繰り込まなければこの運行はなっていられないぞと、こういうふうな答申なわけです。したがって、今の私どもはこここのところで索道事業の指定管理をできるという条例を出させていただいた上で、それからどういうふうにしていくかというのを検討していくというのが私の考え方だというふうに思っていたきたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） これから検討をするというお言葉が招集の挨拶であったわけですが、検討するに当たって、もうこの条例を先にやるということは指定管理者というのがあるという形の、こういう業務を行う指定管理者であるということを前提とした検討になってしまうんです。白紙の検討じゃないんです。まだ検討中であるわけです。具体的にどういうふうにするかというふうにするかというふうな検討中の段階の前にこういう条例をしくということは、それに参画される職員の方たちも、これを前提に検討しますよね、当然。条例があるわけですから。だからそういう面ではもっと白紙の状態、今までいろんなあり方研究会議とかいうところで、町長の発言では議会もというようなお話がありましたけど、議会での議論はほとんどされてません。それと、あり方研究会議に出てる議員の方は議員という立場ではありませんので、議会を代表しておりません。したがって議会での議論も何もされてない中で、こういう条例を今後の将来的なことを含めた上で条例を先にしくということは、私としてはやはり問題があるんじゃないかなというふうに思いますけど、その辺はどういうふうにお考えですか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 議会が委員会をつくって議論をするということはなかったと思いますけれども、過去、この8年間の中で各議員さんがどれだけこの索道あるいはスキー場の経営について質問をされ議論をされたか覚えておらっしゃいますか。おびただしい数ですよ。橋本さんが最高に多いんですよ。それだけ議論をされてきてるのはこれが議論ですよ。議員の皆さんだって当然、町民の代表なわけだから、それだって町民的議論じゃないですか。そういうことを踏まえてやって、それで改善の委員会も

つくって、これは改めて入れてありましたよ。それは一般の方も入れてね。そういうこともやってきて、それでも最後の最後にやっぱりあり方研究をして、索道事業をどういうふうにしていくかということを検討してもらったかと、それが索道事業はスキー場経営については指定管理が適切かどうかという諮問をしたわけです。その答えが出てきたものですから、その答えの中でそれを尊重していくべきだろうというふうに思っておりますから、その尊重される答申に従って、私どもとすれば検討していくということで考えております。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 私も索道事業に関してはいろいろ質問をしましたが、それは質問だけであってそこからの一歩先に進んでないというのが議論だというふうに私は理解しております。そこから一歩進んだ形で議論をしていくならば本当に議論したという形になりますけども、一方的な質問であったというふうに私は理解しております。議論にはなっていない。

もう一つは、今の町長の答申の認識ですけども、その認識というものは全職員が共有された認識であるかということです。町長の認識と全職員が同じ認識を持つてるかということです。私は先ほど申し上げましたように、それは違うであろうと言ってるわけです。ここに書かれてるとおりなんです。指定管理制度は保守管理及び運行業務と書いてあるんです。それ以外のことは書いてないんです。その認識を、それは職員も全員がこういうふうに町長の認識どおりであるかということなんです。それはどうなんですか。町長だけの認識ですか、それとも全職員がそういう認識なんですか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 全職員がどうのこうのという議論はちょっとおかしいかと思っております。私はそう信じますが、個々の職員に聞いてみていただければというふうに思いますが。もう一つは、答申の内容は別添の書類も含めて答申ですから、そんなふうに理解するのは私のほうが筋だと思うんですが、いかがでしょうかね。

議長（滝沢寿美雄君） 3回過ぎてますが許可します。

7番（橋本 昭君） 別添もそうなんですけども、要は総合的な計画をつくりなさいと言ってるわけですよ、答申は。指定管理者も含めまして、指定管理者も含めましてどういう形で索道事業をやっていくんだということは、初めに決めなさいということ言ってるわけです。それを早くやらなければ今でも動いてるんだからということ最後に言ってるわけです。したがって、そういう計画がまだ検討中だと町長は言ってるわけですから、招集の挨拶で。だから今はこれは拙速ではないだろうかと言ってるわけです。先に決めること自体が拙速。決まってからもいいんじゃないんですか。そういう計画が決まってからでもこの条例をつくることについて何か問題があるんでしょうか、逆に、聞けば。今決める必要があるんでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 今回出しているのは索道事業、事業ですよ、細かいこと含めて。事業について指定管理ができるという、できるの規定ですから、その以外幾らかほかのところまで波及していく答申になっていますから、それらにつきましては、いろいろな形をまた提案があったりいろんなことを進めていくということでございますので、今回の申し上げているのは索道事業の条例を、要するに指定管理をすることができるのをまず決めていくと、こういうことですよ。お願いします。

議長（滝沢寿美雄君） 橋本議員、あと委員会ではだめですか。

7番（橋本 昭君） 町長を呼びますよ。

議長（滝沢寿美雄君） それは、委員長に申し出てください。

ほかに質疑ございませんか。10番、宮下典幸君。

10番（宮下典幸君） 10番、宮下です。ただいまの私も一般質問で、町民的な議論ということとする予定でありますけども、ただこの条例についてはただいま橋本議員からお話が再三しておりますけども、答申によると先ほど言っているように索道施設の保守管理並びに運行業務、これに対して答申はされていると私も理解しております。

ただ、この条例については経営運営までこの条例に入っているんですね。だから、これを認めるともう全て一環して索道事業を全て認めるという、指定管理を。そういう状況になるかと思うんですが、それについて町長はどういうふうに考えておられるんですか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） ちょっと勘違いなさっていると思うんですけども、指定管理というのは基本的には経営までお任せすることですよ。違いますか。そういう意味ですから、指定管理をできる条例をつくっていただきたいというのが今度の条例のお願いでございます。

議長（滝沢寿美雄君） 10番、宮下典幸君。

10番（宮下典幸君） 宮下です。指定管理というのはあくまでも保守管理並びに、保守管理それが答申がされているというのが、この私の別添で何か文書があるということですけども、我々が受けているのはそういう状況なんですよ。まず、まずはここに書いてありますように、索道事業が継続可能になってはじめて冒頭で述べた指定管理制度による索道施設の保守管理並びに運行業務も下記のように行うということでもあります。ですから、まず保守管理を指定管理でやって、それから次の運行業務をやるのがこの答申の私は趣旨だと思っているんですよ。やっぱり索道事業が完全に持続可能にならない限りは、この指定管理というのは私は難しいような気がするんですけどね。

それと今、橋本議員からもお話がありましたように、やっぱり持続的な経営をする。そのためにも、町民的な議論というのが、これ一般質問でもまた再度いいんですけども、絶対必要なんですよ。ところが、町民的な議論というのは町長は議員の中でやっているから、町民的な議論じゃないか、代表だからそうじゃないですかっていうけど、そ

うということではないと私は思っています。

要するに、これはかなり町民にかかわりのある指定管理なんです。かなりかかわりのある。こういうものは、もっと町民的な議論をしっかりとやって、各地域ごとにやるぐらいなそういう議論をして、それからでも私は遅くないと思います。それだけ危機感があるにしても、困難な限界は来ているけども、それだけもう要するに課長はじめ索道のほうの観光課長をはじめ、一生懸命やっているわけですので、そんなには拙速、私は拙速だと思うんです。こういうことを、指定管理をさせるのは。まだ、町民的議論をしっかりとしてから、この条例を私はその方向に行けるような状態になったら、それを賛同すればいいのかなと私は思っておりますが、町長はどういうふうに考えていますか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） まず、前提になるお話からしますけれども、今橋本議員さんも宮下議員さんも拙速とおっしゃっていらっしゃる。その拙速というところの今の解釈が少しちょっと私と認識違う、かなり違っているかと思う。

それは、私ばっかじゃなくて、一般町民の皆さんもそう思っていると思うんですが、このままほっておくとスキー場経営、索道経営がもう破綻しているんです。この部分をほっておけるかというところからスタートしてほしいと思うんです。

今の答申の中のことについても、もう限界だと言っているんです。今の立科町の、今の町営のやり方は。それを、一歩進んで指定管理にして、総合的な考え方で多角経営ですよ、多角経営をした中でやっていかないとスキー場が続かないですよというのが、そこに書いてあるんですよ。別添のところもちゃんと読んでいただきたいと思うんです。

そのことに立って、今回は索道事業についての指定管理をしてもいいよというふうにしてやらないと、次の一步が進まない、こういうふうになっているんです。もし、そうでなかったら、この危機感をじゃあ何か皆さんのほうから提案なさらなければだめだ。これやれば指定管理なんか拙速だなんて言わせないよっていうものがあるんでしょうか。長い間、議論をしてきて、いろんな皆さんから一般質問は議論じゃないっていいますけれども、質問されたことに丁寧に答えてきているんですから。そういうようなことに対して、それを議論じゃないよなんていうのは便法に近いと私は思っている。

私も、宮下議員さんも同じように町民的な議論をしていないといいますが、町民一人一人に、はっきり申し上げて一人一人に聞いたらやめましょうって話になっちゃうんですよ。一般会計から7億円も毎年投入するっていったら、先ほどの保険料なんてものじゃないですよ。そういうことを考えると、拙速なんていってられない。だから、一刻も早く一步踏み出していただいて、そして指定管理ができるんだよというふうな形を整えた上で、それからいろんな提案を受けて計画をどんどん広めないで、

これが決まらないうちに指定管理がどうなるかわからないのに、検討検討っていったって無理ですよ。

かつて、何年前かに職員の皆さんに索道事業はどうしたらいいんだろう、これからどうなるべきと聞いたときに、答えは皆さんお聞きになっていると思いますけども、町が直接やる仕事じゃない、そういう回答だった。でも、それじゃあ観光地にスキー場がなくなったらその影響は計り知れない。このことを、私は町民の皆さんにもお話をしているし、議会の皆さんにお話してきたじゃないですか。ですので、今回のこの今の条例については、まず第一に一步踏み出すこととして答申の中で別添も含めて答申なわけですから、その中でせめてそこのスタートが指定管理が可能ですよ。それもしてもいいですよっていうことを決めていただきたいなと思うんです。いかがでしょうか、そこら辺は。

議長（滝沢寿美雄君） 10番、宮下典幸君。

10番（宮下典幸君） そういう町長の答弁ですけども、やはりここもう限界であるということをも私も認識は同じです。ですけども、そのやり方はまだまだ私あると思います。それは、今の任期用職員、なぜ任期用職員を採用しているんですか、町長は。任期用職員、任期つきの職員。

というのは、その部分が重要なところだから、重要な人を連れてきているでしょう。観光であれば観光課にそういう精通している職員を連れてきて、そこでやっていただければいいじゃないですか。そういうことをやったことがありますか。そういうことでノウハウのある職員をそこへ連れてきて、それで採算をやっていただく、そういうことも私は一つの手だと思います。そういうことによってまずは保守管理から始めて、それで索道事業、総合的に指定管理が必要であればそこで考えて対応すべきだと私は思っております。それ以上はまた、一般質問で行いますので、以上で終わります。

議長（滝沢寿美雄君） 答弁はいいですね。ほかに質疑ありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第18 議案第24号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第18 議案第24号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分からです。

（午前10時56分 休憩）

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第19 議案第25号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第19 議案第25号 平成27年度立科町一般会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。2番、森本信明君。

2番（森本信明君） まず、27年度よかったですよね。一般会計でいいんだよね。

議長（滝沢寿美雄君） 予算です。

2番（森本信明君） また間違えてはいけないと思ひまして、確認をさせていただきました。

まず、この一般会計予算ということで、当然もう4月に町長選を控えているということで、町長の説明の中にも骨格予算だと、こういうことで言われたわけでありまして。当然、骨格ということになれば、今度新しくなる町長がさらに政策的な肉づけをして予算執行をすると、こういうことでもあります。

当然、この中身的に町税が減額になったり、そういった面でいくとトータルのには前年度予算よりかも増加をしていると。23年度の骨格予算のときにも前年度よりか伸びていると、こういう状況でありました。その中で、考えるに総体的にこの骨格予算であるということの前提のもとにすれば、全体的に見た場合、新たな町長が誕生したときにさらに政策を肉づけできるような収入、こういうものが見込まれているのかどうか、この辺を尋ねたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 今度のようなちょうど任期の境につくる予算というのは非常に難しいですね。骨格だからといって、じゃあ継続したものもちよっと次の町長さんに判断をお任せするかといっても、やっぱりいろいろ議論をしてきた中ですから、やっぱりやらなきゃいけない継続性のもはございますので、それは計上させてもらったということで膨らんでしまった。膨らんでしまったって、それはいけないことではないですけどね。

ただ、今後新しい町長が誕生したときにやらなきゃいけない仕事というのは当然まだあるわけですよ。それはまたそれで、その時点で補正なり何なりで進めていかなきゃいけないことだと思うけれども、全くこの中に当然入れてもいいじゃないかというものもありますよ。あるけども、それは大きなものではありません。ほとんどが継続的やその次の当然上がってくるだろうという収入も見込んでいますし、むしろ、景気やいろんな国の動向を見ると抑えなければいけないものも入っていますので、骨格とは申せ数字が上がったからというのは、この数字の継続性のものについては上がっています。

支出で例えて言うならば、防災無線ですか、大きなものは防災無線で、それが4億円ぐらいありますので、これはもう事前に皆さん方と調整してきたことですから、やめるわけにはいかないということで載せさせもらいましたから、予算は大きくなっています。収入もそれに見合ったものと、それから交付金とかいろんなものについていますので、ほぼそれで均衡していくというふうに思っています。

議長（滝沢寿美雄君） 2番、森本信明君。

2番（森本信明君） 経常経費、それから並び今までこれからしなきゃならない、先ほど申し上げたような防災にかかわる部分については、当然今までも承知をしている状況であります。

しかるに、ちょっと総務課長にお尋ねいたしますが、町税とか当然の収入がある程度ないと、見通しがないと来年の補正とかこういうものに組み込めない状況があるろうかと思うんですが、具体的にはその辺のところはどう判断ができるか、今の状況をどう見通しできるかということは非常に難しいかと思えますけれども、その収入面に対し、当然今までも補正なり財源が確保された経過があるわけですが、骨格という意味から見て歳入の個人、それから法人税も97%、法人税が99%というような状況で、ある程度今までの実績なりを見込んで、その90何%という数字で収入を見られているわけですね。

そうすると、残り3%ということで、非常に財源の収入面が厳しい状況があるろうかと思うんですよ。その辺のところを来年度に向けた見通しというのがどう立てられているのかお聞きをしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） お答えをいたします。

やはり歳入、27年度予算の歳入につきましては、今議員さんがおっしゃられたような積み上げで積算をしております。そんな中で、固定資産税等減額というような計上をしてございます。実態を見る中では、税関係についてはマイナスがどうしても見込まれてしまうということで、予算計上をしてございます。

今後は、できるだけ新たな交付金ですとか、補助金等を職員全員で、全力で探すということになるろうかと思えます。補正等で若干のプラスには、収入面ではなろうかと思えますけれども、歳入全般を見ますと大変厳しいということで、最後には積立金を取り崩すというような形しかないかと思えますけれども、誠心誠意新たな財源確保という部分、それから徴収業務の充実ということで考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑ございませんか。7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 7番、橋本です。予算特別委員会がございまして、細かい話はそちらのほうでお話をさせていただこうと思えますけれども、理事者のほうのお考え方を確認をするという意味合いで。

まずは、1点はページ12ページに入湯税というのがあるわけですが、入湯税が非常に大きくなってきた。今回、予算2,700万円、入湯税が大きくなったということは、その対象事業者がふえてきたと。入湯税そのものは目的税ですから、使用については、その税金を使うについては限られたものにしか使えないという目的で、前々からは委員会等々でもお話をしておりますけども、これだけ大きくなった、累積された入湯税というものがあるわけですが、そのものについては目的税として使用したかしないかというものについて、当然補正の中でそれは入湯税を対象にしたとか、そういうふうな形では出てくるかとは思いますが、過去からの累積部分について、当年の部分についてはそういうものがあるけれども、過去からの部分について累積されたものがどういうふうに使われたという収支管理、それがどのようにされているのか。また、収支管理をされているならば、それを議会側に私は報告があつてしかなければというふうにするべきであろうというふうにするわけですが、ここら辺は理事者としてはどういうふうな管理をしたらよろしいかというふうにお考えかお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 町長がいいですか。

7番（橋本 昭君） 町長です。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 私経理の専門家ではありませんから、そういう細かいことはまた専門家に聞いていただくとして、入湯税は目的税というのは承知しております。以前は、入湯税がなくても環境やいろんなものにかかけましたからね。今回は、入湯税が入ってくるからそれを充当すると、今までかけていたものがほかに回るだけのことです。いわゆるどこに使われたかというのは、恐らく財政関係のほうではきちんと明確になっていると思いますので、考え方とすれば目的税は履き違えるようなことはございませんので、よろしく願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 今町長の答弁のとおりになりますけれども、事務的には当然財源充当しておりますので、その内容的には今ちょっと資料を持っていませんのでお答えできませんけれども、収入に対して財源充当ということで、各支出の予算の中で財源として見ているということになります。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑ございませんか。7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 7番、橋本です。そしたら、次にページ16ページの民生費負担金、児童福祉費負担金、これは確認です。総務課長に確認いたしますけど、保育料、保育負担金の負担金というふうになっていますね。そのほかの負担金も全部関連は負担金という形で表現をされておりますけれども、一番最後に今度は新たに児童クラブ負担金というのが書かれました。この負担金と同じ言葉を使っておりますけれども、この負担金の性格は異なるものかどうか、総務課長の見解を求めます。それと、この負担金の徴収根拠、これについても総務課長の見解を求めたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 負担金の性格でございますけれども、上に記載されております関係の負担金と同様の考え方でございます。それと、もう1点です。申しわけございません。これにつきましては、夜7時までの延長分と申しますか、その時間超過する分についての保護者の負担金ということで、理解をしておりますが。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 私のほうからいうと、これは間違いかどうかだけ確認をさせていただきます。保育所保育の負担金については、今回の条例改正で立科町の保育が負担金という形で条例が新たにつくられました。それが、根拠であるということが1つと。それともう一つは児童クラブ負担金については、児童館条例が根拠であるというふうに理解しておりますけれども、それが間違いであるかどうかご確認いたします。

議長（滝沢寿美雄君） 暫時休憩します。

（午前11時23分 休憩）

（午前11時23分 再開）

議長（滝沢寿美雄君） 塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） ……要綱を設置しております、その要綱に基づき徴収をするものがございます。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はございませんか。7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 再質問いいですか。

これも理事者のお考えをお聞きしたいという部分でお聞きしますが、97ページに信州ふるさとの見える丘看板設置というところがあるわけですが、金額的には17万2,000円ということで、この内容については、私は何も申し上げませんが、信州ふるさとの見える丘というのは県の1つの事業の中で、農村景観を守るという意味合いの中でこういう事業が出て、それに応募して、立科町はこれが認定されたということが、これは県のホームページでも載っております。

認定はされるんだけど、問題は、こういう農村風景というのは非常に大切なことだと思うんだけど、これをいかに守るかという、この農村風景をいかに守るかというのは、看板設置というのはそういう意識を高揚させるという意味合いもあって看板を設置するわけでしょうけども、それをいかに守るかというのが、今後の町の課題だろうというように思うわけですが。

そうしますと、どういう形でやったらいいのかと。例えば、景観条例だとか、景観協定だとか、または、いろんな規制をするだとか、耕福館から見える浅間山麓という景色が農村風景となったわけですが、それを今後いかに守るかということについて、どのようなお考え方を持っておられるのか、町長のお考えをお聞きしたいというもの

です。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） いわばビューポイントが選ばれたということで、非常に私どももありがたく思っていますし、まず、あそこの景色は残しておきたいというふうに思っております。

これは全て町有地ではございませんので、あくまでも民間の皆さんがその土地を持っていらして、事業、あるいは生活を営んでいるわけですから、その中で理解をしていただくということしかないんじゃないかというふうに思っています。

あそこから見えるのは浅間山まで見えますので、そこの中での景観をどうこう規制していくというのは非常に難しいんじゃないか。

昔からありましたように、よく橋本議員さんも質問なさったように、道端のここに看板がどうだとか、道路敷の中に看板を立てるのはどうだというのは規制が簡単にできますけれども、それを超えるとなかなか難しい。特に、今度のあそこの景色というのは180度全開ですから。その中に遠くのほうに何ができてもおかしくないですし、近くでも、やっぱりいろんな施設もできてくることもあるでしょうから、それは看板を出すことと同時に、町民の皆さんにも守っていきましようというようなことを啓蒙していくという方向が今は一番でしょうね。

ただ、規制という形は非常にとりにくいんじゃないかというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 確かに規制とか、そういうのは非常に難しい。というのが、今、浅間山には浅間山麓の景観が特定地域として県が指定しています。ですから、相当厳しい規制の中で浅間山麓関係については、軽井沢町から御代田、ああいうものについてはやっているわけです。

したがって、当町も景観の条例、規則か何かで景観何とかというのがありますが、やはり景観というものについても、今後、しっかりとした条例とか、ああいうものを制定して、農村風景、農村景観というものは、やっぱり守るといわれることをしなければいけないんじゃないかということをご提案として申し上げておきます。

続きまして、138ページに60周年記念タイムカプセル事業というのがありますが、これも町長にお伺いをしたいわけですが、過去やったものが掘り起こされるというのは、ことし掘り起こされるという、また新たに60周年記念して入れるということになるわけですが、今の時代において、タイムカプセルというのが、こういう事業というのは、町長は大変よいということで今回の予算計上を認められたかと思いますが、タイムカプセルに関して、町長のお考え方をお聞きしたいんですけど。タイムカプセル事業そのもの。

ちょっと言いますと、例えば、よく学校だとか、そういうところが卒業記念だとか、そういうことで埋めて、成年後、二十歳になったときに取りだしたとか、あとはライ

オンズクラブがやっているだとか、そういうのはよくあるんですが、自治体がやると。自治体というのは、こういうタイムカプセルというよりも、町の歴史というものをビジュアル、例えば映像とか、そういうものを常に残しておく。今はもう情報化社会ですから、いろんな形で、パソコンとか何かというものに取り込んで、原風景とか、原資料だとか、そういうものは全て残せる状況になっていって、いつでも、長い将来的にあの時代はこういう風景だった、こういう状況だったというのがわかるんです。

タイムカプセルというのは夢を次につなげるという意味合いもあるのかもしれませんが、私としては、あまりいい事業ではないような感じがするわけです。もっとやるのが別にあるのではないか、もっとそういう今の原風景だとか、これからの原風景を残していくという事業のほうが、私は大切じゃないかというふうに思うわけですけど。

このタイムカプセル事業を町長が認定されたお考えを、ちょっとお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） ご承知のように、30年前、タイムカプセルを残して後世でまたそれを見ようというものができたわけです。

考え方は、今後、もう一回タイムカプセルやらないほうがいいじゃないかというご意見ですよ。どうなの。どっちなんですか。

7番（橋本 昭君） どういうお考えかを。

町長（小宮山和幸君） それじゃ、だめ。意味にならないじゃん。だから、いらねえならいらねえじゃないかというのよ。

私はこういうふうに思ったんです。30年前に入れた方々の中には、確かに景色とか、そういうものは町で記録しています。そういうものは、でも、見させてもらいましたが、あの中に手紙が入っているんです。子供が自分に宛てた手紙なのか、親に宛てたのか、それはわかりません。出てこなきゃわからないだが、そういうものがたくさん入っているんです。これは、当時の各集落もやっていますし、それからいろんな団体もやっています。町中上げたタイムカプセルの事業だったようです。

それが今度開かれて、また新たに各それぞれのところに郵送されていくんですけれども、なかなか夢があるじゃないですか。そんなことってなかなか考えられない。もう手紙書いた相手、いなくなっちゃってるかもわかんねえし。

でも、そういうことが過去の30年前の人たちがいろんなことをやって、町を盛り上げた経過があるわけです。そういうものを見て、委員会の人たちの申し送りということはないけれども、その中で将来のいついっかには開けてほしい。それは、この手紙は郵送料も用意してあるから送ってほしい。それから、この事業はまた続けてほしいというようなことも載っていました。

そんなことを見ていると、非常に町の盛り上がりというのは感じるわけです。となると、また30年後にもそんなことがあるのかと思えば、大変いい夢が見れると思

います。

私は、そんなことで認めております。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 町長の思い、わかりました。30年後、私は九十幾つになっておりますので、多分見れないと思いますけど。

もう一つ、ホームページ関係の予算がまちづくりで計上されているわけです。ホームページに関して、今回、町の一般質問の中でいろいろと町長とお話をしましたけれども、佐久市は今回3,000万円かけまして新装をすることが出ておりますけど。

やはり町長の今のお考え方の中で、ホームページはある程度いいなというようなご発言もありました。大分変わってきて、改善されたと。だけど、そういう発言をされると、職員の方は、このホームページはこれでいいのかというふうに思われてしまう。

したがって、この予算の中にはホームページ全体の新装、改装というようなものは何も出ていないわけですが、こういう時期ですから非常に難しい問題はありますけれども、もう少し号令をかけて直せと、予算は次の補正でもかけるからというような、今のホームページを見てそういうお考え方はありませんか。それだけお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 考え方ということで受け答えさせていただきますけれども、佐久市、何千万円もかけてやるっていうのはうらやましい話です。財政豊かなところはそういうことだ。

私どもの町もホームページは必要です。必要だけれども、でも、本当に最高点のものは、立科町の財政状況の中でできるかどうかっていったら、これはクエスチョンもつけなければいけないし、また、私が大号令かけて、例えば、「1,000万円ホームページにかけろ」って言ったら、橋本さんは大喝采してくれるかもしれないけど、ほかの人たちは「何を考えているか」って言われると、これも難しいです。

ですから、そこそこ適正なものであれば、私はそんなに、ことさら考えるべきものじゃないと。ただ、必要なものとか、ちょっと運用するとききめ細かく気を使うとか、そういうことのほうが効果があるかと実は思っています。

ですから、今度の予算が足りるかどうか、皆さんが満足するかどうかっていうのはわかりませんが、とりあえずこういうことで進めていったほうがよろしいというふうで考えております。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はございませんか。2番、森本信明君。

2番（森本信明君） 2番、森本です。2点ほどお伺いします。

今回、平成27年度の予算から、歳出部分の説明の欄で、今までは受診料とか、そういうものが、歳出部分で変わった部分が見られるんですが、その辺のところの事務的な取り扱いで変わったのか、その辺のところをちょっと1点お聞きをしたいと思いま

す。

それから、もう1点は、これはページ数の歳出部分でいきますと37ページ、並びに140ページ、これは部落の各区の補助金並びに公民館活動の区に対する補助金、各区へ支払われる取り扱いですけれども、今まで、前年度までは工事謝礼とか、こういう歳出部分で歳出をされたように、ちょっと26年度部分のところと比較をしたら見受けられました。

今回は、交付金ということで各区へ支払われると。自治活動の交付金ということで支払われると。ということは、今までの区の体制等、それから、よく東御などもそうですけれども、自治区ということで、自治ということで、各区の中でそれぞれの生活とか、いろんなものを自治という言葉で区の体制になるよう考えていこうとか、それから、区としての考え方を発展させていこうとか、いろんな自治というものの取り扱いで取り扱われることが非常に多くなっています。

今回、交付金ということで各区へ出すと、こういうことを見ると、そういう考え方が前提にあるのか、もしくは歳出だけで、歳出の文書表現、項目名称だけがそうなったのかということについて、お聞きをしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） まず、最初の歳出の中の文言が変わってきたという中では、財務規則等を精査する中で、より適切な表現、ところに移しかえていくということで、より確実なものということをご理解をいただきたいと思います。

また、今、ご質問がありましたように、謝金であったもの等が交付金になっているということですが、議員さん言われたとおり、地域自治の活動補助、地域自治をより一層進めていただくという中で、交付金に科目、細節を変えているということでございます。

内容的には、従来から1部落幾ら、戸数割で幾ら、こういうような内容でございます。交付金が適当であるという中で、交付金に変更をさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 2番、森本信明君。

2番（森本信明君） 2番、森本です。細節の中の項目の名称が変わっただけということで理解をするんですが、これは申請とか、こういうものについては、従来の方法、事務手続きで済むということですか。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） この交付金につきましては、従来から各地域からの申請ではなくて、行政側で世帯数、そういったものを調査をして、町側から交付をしているというものです。

議長（滝沢寿美雄君） 森本議員、細かい質問は委員会のほうでお願いしたいと思います。

2番、森本信明君。

2番（森本信明君） 基本的に自治を高めていくと。区の体制とか、そういうものには変わり

なく、他町村でやっている自治組織というのができているよね。東御市とか。そのことまでは含めて考えていないということで理解してよろしいですか。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 特に自治組織をとということではなくて、各地域の中でそういった機運を高めて、結果としてそういうものが、自治組織が立ち上がればいいというふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 1番、榎本です。ちょっと何点かあるんですけど、1つずつお伺いします。

まず97ページです。今回、農ん喜村厨房換気設備設置ということで、新事業で予算がつけられています。実は、この農ん喜村は、当然、指定管理施設ということで町のほうの施設になっているわけですが、モニタリングの評価がホームページ上に載っておりました。載っている中を拝見しますと、運營業務、運営状況とか、業務全般とか、自主事業、設備備品、サービス、個人情報、苦情ということで、7項目にわかれてA、B、C段階で載っておりますが、一番特化してすばらしいのは、設備備品がAランク、これは指定管理をしています町の責任で設備投資はすごくいいわけですが、正直、今回、換気設備もよくなる。そうすると、AはさらにAでもっとよくなると受けとめますが、それ以外のところに対する評価は、当然、平成25年度では決してよくありません。

これは、そのままこの状況が継続するのか、設備備品だけがすこぶるよくて、ほかは変わらないのか。これを変えることによって、ほかも相乗的に上がるのか。その目的でされたのかどうか、ちょっとその辺をお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

農ん喜村につきましては、指定管理制度を導入して、ことしで4年目になっております。昨年からは評価を実施しております。年2回、農ん喜村から、みずから自己評価、そのあと町側との評価ということで行っております。

その中で、備品棟について評価が高いということでしたが、あれだけの施設ですので、高い評価ではありました。

しかしながら、厨房施設がかなり高温になってしまうということで、夏場の営業に関してとても大変だということで、昨年からは要望がございました。

その中で、町と指定管理者の間で協定を結んでいるわけですが、小規模な修繕については指定管理者みずから行うということになっています。大規模な施設の修繕については、町側が行うといった協定の内容から、今回は換気設備については、町側が行うものという形で予算を計上させていただきました。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はございませんか。1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） 同じく97ページの上の段に13085ということで、設計管理測量委託料、これはクライנגルテンの関係だと説明が……。

失礼しました。その下です。クライングルテンの外装塗装3棟分、今回、新事業で上がっておりますが、クライングルテンは、本来立科町に仮に暮らしてみても、また、畑もやってみても、すごく立科町を売るPRの1つの足掛かりになるところだと理解しているんですが、今度の予算委員会でその答えをいただきたいんですが、資料をいただきたいんですが、クライングルテンだけで終結をしてしまうのではなくて、そこから移行して、当然、立科町がよくなって、また次の空き家や町の畑、そういったところを活用できるように、お試し期間だと思っています。

ですので、今度、予算委員会のときに提出していただきたいのは、今までやってきたクライングルテンで移住に成功した、移住された過去の実績を今度の予算委員会のほうで提出してください。それが1つ。

それと、あと、実は同じく新規事業で109ページ、女神湖ボート購入費というのが、今回257万円の計上がされています。これの今度購入予定であるボートの資料を、今度の予算委員会のほうで提出をしていただければありがたいです。

正直、私の調べたところでは、すごく高級なスワンボートのように感じましたので、どういったものが今回購入予定になっているのかということを知りたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 各課長、よろしくお願いをします。答弁はいいですね。

1番（榎本真弓君） はい、結構です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑。7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 7番、橋本です。これも理事者のお考えをお伺いしたいというふうに質問させていただきます。

125ページの地域高校海外派遣事業というのが108万円計上されております。ここらは地域高校ですから、立科高校の生徒の海外派遣という形の補助金になっているわけですが、東御市は、やはり同じ海外派遣事業をやっております。東御市の場合は、町内在住の高校生に対して、町が補助金を出して海外派遣事業をやっています。町内の子供に限定しております。高校はどこへ行っても構いませんということでの事業を展開しているわけですが、

この海外派遣事業、これは町民の立場から言えば、町長がよく言われる公平性の原則ということから言いますと、他の高校にもこの事業は解放すべきではないだろうか。この海外派遣事業については、地域高校だけではなくて、町内在住の高校生に対して、こういう事業があるのでどうぞ参加していただきたいということで、私はやるべきではないだろうか、これが公平ではないだろうかというふうに思うわけですが、その辺について、地域高校海外派遣事業について、お認めとなった町長の考え方を伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 教育長じゃなくて町長ですか。小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 勘違いなさっているかどうか知らないけど、蓼科高校の魅力づくりの一環じゃないかと思うんです。これは私が就任する以前がずっとやっていたから、そういう意味で、立科町のいわば経過から見ると、町立みたいな、町営みたいな地域高校ですから、そういう意味で、私自身もやっぱり蓼科高校を応援する意味では、ぜひ魅力づくりでいいと思います。そんな思いでございます。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 他の高校生、県、町外の高校生から見たらうらやましいというふう思うわけですけど、そういう思いについては、町長は海外派遣事業としてそういうものをやっているわけですから、魅力づくりとかいうのは蓼科高校の問題であって、ここに住んでおられる高校生にとっては、こういうものはないわけです。他校に行っている人は。

それは、やっぱり公平というものを言っちゃった場合は、こちらのほうには補助金を出して、こちらのほうには、そういうものは仕切りも何もつukらないというのは、町政としてはちょっと問題ではなかろうかというふうに思いますけど、その辺はいかがですか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） そういう言い方をするとなかなか大変ですけど、私ども立科町の者としては、やっぱり地域高校を魅力のあるものにして応援していきたいということです。ただ、だからと言って蓼科高校へ進学すればいいって、そういう言い方はしていませんけど、でも、やっぱり蓼科高校に魅力をつくってあげたいというのは、町全体の恐らく悲願だと思いますけれども、そういう意味でお応えしているというふうに考えています。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第20 議案第26号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第20 議案第26号 平成27年度立科町国民健康保険特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第21 議案第27号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第21 議案第27号 平成27年度立科町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第22 議案第28号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第22 議案第28号 平成27年度立科町介護保険特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第23 議案第29号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第23 議案第29号 平成27年度立科町住宅改修資金特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第24 議案第30号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第24 議案第30号 平成27年度立科町下水道事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第25 議案第31号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第25 議案第31号 平成27年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第26 議案第32号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第26 議案第32号 平成27年度立科町水道事業会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第27 議案第33号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第27 議案第33号 平成27年度立科町索道事業特別会計予算につ

いての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第28 議案第34号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第28 議案第34号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第10号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。2番、森本信明君。

2番（森本信明君） まず、7ページの繰越明許についてご質問をさせていただきます。

まず1点は、それぞれ繰り越しという理由の説明の中では、全体設計が大幅に経脳したこととか、降雪による理由が述べられております。

そういうことを考えあわせていくと、1点は、発注時期にどうだったのかということをお伺いいたします。それから、工期的にいつが繰り越し事業の終了時点になり得るのかということです。

あと、項目別にそれぞれあるのが、民生費の地域介護福祉空間整備事業については、予算書の中で全額繰り越しということを出ています。土木費について、当初委託料が500万円ということで、378万円ということの繰り越しということになりますと、当初予算の設計委託料の部分で減額がない状況であるとするならば、実際に出来高の部分があるかと思えます。500万円から378万円を引いたものが全てでき上がっているものなのかどうかという確認が1点です。

それから、太陽光発電の関係で補正等があったとか、これはちょっとわからないんですが、当初の中では全体で2,000万円ということでありまして。その中では、消耗品20万円、設計委託料180万円、工事請負費が1,800万円ということで計上をされていて、これは3月の補正の中で、消耗品が20万円、それから、設計委託料が80万円、工事請負費が150万円ということで減額をされています。ついては、そのところで繰り越し額が2,074万円という額が繰り越しをされています。

当初の予算、それから、3月の補正からいっての減額という数字を照らし合わせると、2,074万円という額がちょっと遭わないような状況がありますので、私も補正部分のところで減額がどうなっている部分か、ちょっとその辺は確認していないんですが、そのことについて、まずお聞きをします。消防署の再生可能エネルギー基金事業について。

それから、教育費の関係については、これは全額繰り越しということでわかるわけですが、それと、災害復旧費の関係で2,514万9,000円ということで繰り越しがなされています。

これは、6月補正、それぞれ補正がされて、施設撤去費が1,680万円、それから、施設修繕費が8,190万円ということで、トータルでいくと9,870万円ということで予算

が確保されている状況にあります。

今回、3月補正で4,963万4,000円が減額補正ということで補正がされています。これを差し引くと4,906万6,000円という額になります。繰越額が2,514万9,000円ということですから、この見執行部分の4,900万円何がしから2,514万9,000円を引いたものが、現在既に3月末に完了済みになるものかということで、繰越明許についてお聞きをしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

最初の民生費のご質問では、議員さんがおっしゃられるとおり、100%繰越という結果になってございます。これは、当初、介護保険の事業計画の第5期の中で計画しておりました、県の移転新築の工事につきまして、県補助の補助金の関係でもって資金計画を立てる中で、計画が進まっていたところでございますけれども、26年度の中でのということで手を挙げた部分でして、実際のところ、もろもろの状況の中で遅れてきているということで、そんな中身で、今回繰り越しということになってございます。

議長（滝沢寿美雄君） 武重建設課長。

建設課長（武重栄吉君） お答えいたします。

土木費で道路橋梁費、道路ストック総点検事業でございますが、378万円繰り越しさせていただいております。

これにつきましては、補正の35ページで社会資本総合整備交付金事業で予定をしておったものでございます。当初、500万円事業費として見込んだわけですが、交付決定額が400万円ということで、100万円、今回減額はさせていただいております。

発注時期でございますけれども、新たな事業ということで、なかなか設計、県の指導を受けながら業者選定等したわけですが、若干遅めになってしましまして、町の中全体を、一級町道について、ほぼ全部調査したいというようなことから、旧夢の平林道ですが、そこの降雪がちょっと予想より早くなってしましまして、それで時期がちょっと遅くなってしまったというようなことで、やるには車載カメラでの点検ですので、短期間のうちに全線一斉にやってしまいたいということで、春先、雪解けを待つということから繰り越しをさせていただきました。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 8款の消防費の再生可能エネルギー基金事業ですが、白樺高原総合観光センターに防災用の太陽光発電蓄電施設をつくるというものでございます。

当然、発注になっておまして、全体事業費が2,074万円ということで、全額繰り越しとなります。

それから、先ほど発注時期という話もございました。場所が高冷地だけに、できる

だけ早い発注をとということで進めてまいりました。施工方法の検討で、設計業者さんのほうで1カ月ちょっと余分な日数を要したということで、その分の遅れと降雪が例年より早かったということで、結果的にはもう少し早めの発注をすればよかったのかと、そういうことは反省点でございます。

それから、先ほどの議員さんの質問で、工期という話もございましたので一括して申し上げますけれども、民生費の関係の地域介護福祉空間整備事業、これにつきましては、27年度末、28年3月ということで考えております。と申しますのは、単独施設ではございませんで、徳花苑の施設の建築と並行して行いますので、そちらとの関連が出来るということで、27年度末というような見通しでございます。

それから、2番目の道路ストック総点検事業、これにつきましては、27年5月末という予定をしております。

3番目の再生可能エネルギーにつきましては、27年6月末、教育費の防災機能強化事業、これは27年の8月末、災害復旧につきましては、27年6月末というような工期を現段では予定をしております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

災害復旧費の農業被害復旧事業であります。この補助金の科目の中には、今回の雪害によるパイプハウスの補助金と高地災害の復旧に対する補助金、2つが含まれております。

その中では、高地災害の災害補助金として195万8,000円ほどございますので、同じ科目の中にあります。パイプハウスだけ見ますと、総額で撤去と再建を合わせますと4,810万7,553円というのが今回の事業費になります。

最終交付申請をした農家戸数は36戸、被害棟数は75棟であります。その補助金の交付額が4,800万円ということになります。

そのうち、今回繰り越しをするものであります。繰り越しの内容につきましては、いわゆる今回の広域的な災害によりまして、資材が手に入らないといったものが大きかったようです。また、いわゆる再建をする業者が広域的になったために業者の手が入らなかったといったことで、この3月までに債権ができないといったことが大きな理由であります。

それで、国の交付金でありますから、国のほうではこの事業を繰り越しとして認めていただくようにあった経過がありまして、先ほど言いました11戸、40棟の繰り越しを申請をしてあります。

しかしながら、これは2月の最初のころの状況でありまして、この中でも3月に再建できるというものも何棟かはあると思っておりますが、繰り越しの申請をしておかなければそれが認められないということで、心配なものについては、繰り越しの申請をして

あります。総額で40棟分、2,514万8,000円余というものを繰り越し対象としてあります。

そのうち、今回、11軒の40棟と言っていますが、そのうち1軒では22棟のパイプハウスの災害があった農家があります。そのお宅だけで約900万円ほどの補助金になっておりますので、この方がかなり大きく占めているという状況であります。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ここで昼食のため暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。

（午後0時08分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

平成26年度一般会計補正予算（第10号）についての質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） ページ、9ページの第4表債務負担行為の補正に関してお伺いいたします。

今回、14億から19億という形での損失補償の契約になるわけですが、損失補償することについては何もありませんけれども、5億大きくなるということに対して、やはりそれなりの、町民側からしても、本当に大丈夫なのかなというところをしっかりと押さえておかなきゃいけないというふうに思うわけです。

それで、今回5億になることに対して、今の情勢では、例えば高齢者というのはあるところまで、ずっと10年くらいまで上り詰めて、それから一気に駆けおけるという状態になるということです。それから、今の動きの中で、介護報酬が引き下げられてきているという。それで、従業員の待遇は上げるという。

それと、もう一つ、政府、国は在宅医療・在宅介護というものを強力に推進をしてくれている。そういうような情勢の中で、経営も長いトレンドで見たときには非常に厳しくなるんじゃないかなと。

そういう中で、今回19億までに上がるに当たって、当然貸し付けるのは、これ金融機関ですから、金融機関という見方を、金融機関の立場から、融資という立場から今回のハートフルケアたてしなの今後の経営状態ということを踏まえた上で、5億上げることについての何か意見を聴取されたのかという、それが1件。

それと、もう一つは、これだけの大きな損失補償、これは損失が出たときに補償するというものですから、事前にいろんな情報が入ってきて対応ができる部分もあるわけですが、やはり議会側としては協議会というものが、前も確認をいたしました。協議会が設定をされているということですので、その協議会の内容について当然議会側に対して、ある一定の期間においてご報告をいただく、または決算の内容につ

いて報告をいただく。それに基づいて、町民に対しても広報等でやはり年に1回、今はハートフル新聞というのが、特定の方たちだけに配られていますけれども、やはり町としてハートフルケアたてしなというものの今の状態については、広報するというようなことをやっぱりしていかなければ、こういう損失補償という問題については、今後どうなるかわからない部分があるわけですから、その辺についてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） ハートフルのほうから、町として意見をもらったかと、どんなような内容かということでございます。

定期的に協議会を開いて、ハートフルケアたてしなと町側で情報交換をしております。そんな中で、今回14億から19億にというような内容になりました。これは、当然工事費、事業費がアップしたということでございます。

そんな中で、町としまして、じゃあ負担能力があるのかという部分についていろいろ資料をもらったり、情報をじかに聞いたりというようなことでやってまいりました。

そんな中で、ハートフルケアたてしなは、居宅、訪問、通所、グループホーム、徳花苑というような事業に取り組んでおります。そんな中で、現状と移転をした後、施設が個人部屋になったりするようなこともございまして、それぞれの収入支出について細かく資料をいただいております。

それで申し上げますと、収入支出をやってみますと、年間9,900万円からの収入増があるということになっております。償還のほうは7,000万弱というような計算になるかと思っておりますので、十分そういう部分では問題ないという判断をした中で5億ふやしたということでございます。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） いろいろ精査をされたということで、ただ、一つだけ金融機関からの意見というものについての聴取をされたのかという、そこはちょっとお願いをしたいということと、ぜひこれは議会側にやはり一定の期間においてご報告をいただくというのをルール化していただきたいと、こういうふうに私は提案をしたいと思っております。それについてはお願いしたい。

議長（滝沢寿美雄君） 森澤副町長。

副町長（森澤光則君） 金融機関の関係については、私のほうでお答えさせていただきます。

たしか去年の8月のお盆過ぎだったかと思っておりますけど、まず全協で14億から19億にせざるを得ないというお話をさせていただきましたが、その前に金融機関、幹事のほうの中心になっておりますのが長野県信用組合でございますので、そちらと話をさせていただきました。このような考え方で困っているんだけど、この金額までどうでしょうかという中で、金融機関側は先ほど総務課長が答弁したというデータを持つ

ております。

また、介護報酬が今回改定になりましたもので、それらにつきましても、ちょっと日にちをはっきり覚えておりませんが、2月の20日過ぎだったかと思いますが、再度、県信の支店長さんと融資課長さんに来ていただきまして、内容を確認させていただきました。

その中で、金融機関も介護報酬のデータ等お持ちの中で、特にホテルコスト等については厚生労働省のほうの推進をしているという中で、従来のおりの考え方ということでございまして、融資のほうについては問題ないということでございます。

それから、会計状況を議会へ報告せよというルール化については、これは私どものほうの立場でそうしますということは申し上げられる立場ではございませんので、ハートフルケア、法人のほうへ、こういう意見が出たということをお伝えをしてみたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 金融機関の状況はわかりました。

報告に関してそういう立場ではないということですが、協議会には町が入っておるわけですが、協議会そのものに。ですから、町から報告をいただくということだと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 答弁ですか。

7番（橋本 昭君） 町から。

議長（滝沢寿美雄君） 森澤副町長。

副町長（森澤光則君） それは、あくまで町とハートフルケアの協議会の中の話でございますので、その経理状況等を議会へ私どもが報告するということは言える立場ではございません。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第29 議案第35号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第29 議案第35号 平成26年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第30 議案第36号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第30 議案第36号 平成26年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第31 議案第37号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第31 議案第37号 平成26年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第32 議案第38号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第32 議案第38号 平成26年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第33 議案第39号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第33 議案第39号 平成26年度立科町水道事業会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 2ページの実施計画の中で、今回の補正が減価償却費に関して補正がございました。説明では、この減価償却のものは25年度中に取得したものであるというふうなご説明でありましたけれども、25年度中に取得したものは、これが取得した時期が、例えば3月だと、そのときにはもう予算をつくっておりますので、それで補正が出てきたのかなという気もしますが、取得時期によってこういう26年度の中で入れ込めないものもあるかと思いますが、この25年度中というのならば当然26年度で減価償却が決まっているわけですから、初めから入ってないとおかしいというふうに理解するんですけど、何か特殊な要因があったのか、そこら辺伺いたいします。

議長（滝沢寿美雄君） 武重建設課長。

建設課長（武重栄吉君） お答えいたします。

資産台帳の整備につきましては、毎年年度末に実施するというところで、当初予算の編成期には、ちょっとまだ全体像をつかめないという状況でございます。そんな関係

から、1年おくれるというような状況にあります。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第34 議案第40号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第34 議案第40号 平成26年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第35 議案第41号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第35 議案第41号 同和対策事業で取得した公有財産の譲渡についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第36 議案第42号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第36 議案第42号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第37 議案第43号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第37 議案第43号 給水使用量の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。
7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 今回、不納欠損に関する中で、2番の女神湖978番の設置場所と4番の979番の件ですけれども、これは次の議案であります下水道の不納欠損との関係なんですけれども、女神湖978は使用量が110万7,000円というふうになってるわけです。同じ調定年度で、15年、20年、次の議案でありますけれども、この該当のやつ、978はそこへ書いてある次の議案の2番に該当するわけですけど、その使用量は59万8,000円と、こういうふうになってます。

もう一つのほうと議案第43号の給水量に関するもので、女神湖978番の4番です。これは、979番地なんですけども、この使用量は5万400円です。議案第44号の1番の同じ該当部分についての下水道使用料は、同じ調定年度で5万1,480円と。片や百万に対して五十何万、片や5万で同じ5万と。

それで、その当時ちょうど20年から21年と今と変わらないと思いますけども、下水道使用料というのは、例えば水道料金というのは大体、山の場合の水道料金というのは、下水道料金は8割になるんです。上水道に対して8割、7割ですか、7割になるんです。減額されてるわけです。

だから、それで見たときになぜ同じものがこうなるのか、何か事情があったのか、それだけちょっと確認をさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） 武重建設課長。

建設課長（武重栄吉君） 滞納処分額の詳細につきましては、ちょっと現在把握しておりませんので、ちょっとお時間いただいて確認させていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第38 議案第44号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第38 議案第44号 白樺高原下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第39 議案第45号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第39 議案第45号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 今回、指定管理者の指定ということで、指定管理者の委員会か何かで決められた上での提案だと思いますけども、陣内森林公園については町からまだ公になってるのか、その辺は不明なんですけども、陣内森林公園のマスタープランというのが策定されております。

したがって、陣内森林公園の指定については、そのマスタープランに沿って今後陣内森林公園を整備すると、それをでき得る指定管理者でなければならないというのが、これは前提であろうというふうに思うわけなんですけども、昨日の説明では立地条件だとか、今までの過去の経験だとか、また陣内マス釣りセンターとの相乗効果だと

か、そういうことを鑑みて、マスセンターが適切であるというご説明がございました。

ただ、先ほど申しましたように陣内森林公園は、やっぱ森林公園、今回も500万をかけて遊歩道の整備を図る予算が計上されてます。

やはり3年間という期間の中で、即こういうものがすぐできるマスタープランではありませんので、徐々にやっていくことですが、そのマスタープランというものに沿った形で本当に対応できるような体制のマスセンターさんであるかどうかというところの吟味はされたのかと、そういう人員体制だとか内容だとか。今、たまたま賃借を認めて、賃借をしております。それは、マスセンターさんか誰と賃借してるかわかりませんが、今のああいう管理棟は完全に食堂になっています。食堂です。

やはり、今後のマスタープラン上では、あれは食堂ではないんです。さらに、また増築とか、そういうものを考えれば別ですけれども。それを認めるということは、やはりマスタープランに沿ってはいないというふうに思うわけですが、そういうことを含めまして、一度指定管理者として認めた場合には、もう指定管理者に任せっ放しという話にもなりますし、当然ながら農林課がマスタープランに沿った形でこれからやっていくわけですが、農林課も人員的な要素もありまして、そんじょそこらそこまで首を突っ込むっていうわけにもいけない。

ほいで、やっぱり指定管理者に任せるという形になるわけですから、そういう面ではしっかりとマスタープランを計画を遂行できる、そこで指されたものを、計画するものは町がやって、内容も町が決めていくと思いますけども、本当にマスセンターさんができるのかというところまで吟味をされたかというところだけお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 確かに、ご指摘のようにマスタープランで森林公園を整備をしていくということになっております。

これは、一度に整備をするというわけにはいきませんので、徐々に周辺を整備していくということになろうかと思えます。

そんな中で、現段管理棟とその周囲の山林というところが指定管理の範囲になります。その中では、今後27年度も山菜園、きのこ園、それから管理道路というような整備が予定をされておりますけれども、これらの管理をしていく中ではマスセンターさんで今までの経過、それから立地条件等々勘案する中では適当であるというふうに変定委員会では判断をしております。

その27年度予定の整備ができますと、といいますか、指定管理期間も3年ということで、今回は短く設定をしております。今、議員さんがご指摘をされたようなことも含めての3年間ということで、選定委員会の答申書の中には次期の指定管理者の選定に当たっては公募も十分検討されたいというような一言も入っておりますので、申し添えます。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はございませんか。2番、森本信明君。

2番（森本信明君） 今回、マスセンターさん、指定管理者ということでお願いをしてるわけですが、今までも昨年度の中では委託ということで、マスセンターのほうでやっていただいた経過があります。

そこで、今回公募によらず、一次・二次評価ということで評価をしたとこういうことでありますが、その中でこの評価内容というか、そういうものがマスセンターの、今まで委託をした中でどういう点がよかったとか、こういうことが多分あろうかと思えます。その点をちょっとご報告いただければと思いますけど。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） 評価の内容ということでございますので、評価につきましては、一次評価・二次評価ということで実施しております。

マスセンターさんのほうから一連の事業計画書を提出していただいて、それによって聞き取りも含めて審査の評価をしております。

大きく分けますと、施設の設置目的、こういうものをどのように理解してるかというようなことで、設置目的に対する提案計画等を評価をいたしました。

また、公共施設であるということで、施設の利用の公平性、こういったもの、それから事業計画が出されておりますけれども、それを最大限に発揮、あるいは経費の節減、安全への配慮というような点が大きく分けて3つでございます。その中には、細かい収支計画表であるとか事故やそういったときの対応等々細かく評価した中で、一次評価・二次評価ともに適当であるという結論に至っております。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） ひとつお願いがありますけれども、今、公の施設である、誰でも入りやすいような形をするというのが一つの前提であろうと思えますけど、どういう協定内容なのか。

また、向こうからどういう計画が出てきてるのかというのは見えないわけですが、今の状態のああいふ中では一般のお客様は食事に行かない限りは、あそこに入りにくい。それが目的じゃなければ、立ち寄れない。その辺は、当然改善されるだろうというふうに思うわけですが、公の施設として。そこで何かをやるということが、計画上マスタープランに沿った形で、今からできることもあるわけですから、その部分について、今のままでは一般のお客さんは食事に行きにくい、そういう環境がつけられちゃっています。

ですから、そういう面では陣内森林公園を、例えば遊歩道で散策をしたいとかいうようなときに行ったときに、何かそれなりの対応ができるような形で、あその中身を変えていかないと、私はだめなんじゃないかというふうに思いますが、その辺は十分今後の協定の内容、これから協定の内容を決められると思えますけども、協定時にそれらも配慮した上で、ぜひご契約をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑ございませんか。10番、宮下典幸君。

10番（宮下典幸君） 今回、そういうことで、指定管理ということでございますけども、なかなかこういうケース、我々も何回も踏んでおらないということでございますので、今回そういうマスメンターのほう、森林公園ですか、指定管理ということですが、その契約内容っていうのは、それとか事業計画、そういうものは議会への提出っていうのはできるもんなんですか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） ちょっと私の段階ではいいか悪いかというのは、ちょっと申し上げられないんですけども、当然本日も議案として報告をして議決をいただくようになっておりますので、資料としての提出はできないことはないというふうに思いますけれども。

議長（滝沢寿美雄君） 10番、宮下典幸君。

10番（宮下典幸君） 議会も、こういう指定管理のことについて議決をしなきゃいけないということでございますので、町長にお聞きしますが、その内容について議会への提出はできないものでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 可能だと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 10番、宮下典幸君。

10番（宮下典幸君） 議会への提出を求めますので、よろしく願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第40 議案第46号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第40 議案第46号 特別職の職員である常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第41 議案第47号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第41 議案第47号 特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案については、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり、各常任委員会へ及び特別予算委員会へ付託したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会へ付託することに決定しました。

これで、本日の日程は全部……。〔発言する声あり〕

武重建設課長より発言を求められておりますので、許可します。武重建設課長。

建設課長（武重栄吉君） 先ほど橋本議員さんからいただきました、同じ施設で下水道料金と、それから水道の使用料がちょうど倍違うわけですけれども、該当期間であります平成15年から20年につきましては、水道料金、簡水、特別な料金体制をしいておりまして、従量制でございまして、使えば使うほど高くなってしまったということで、下水については現在も同じなんですけど、里の上水道料金と一緒にするまでは、簡水の料金のほうが大分上回ったということで、期間的には同じ期間ではございますけれども、金額にこういう差が出てしまったということでございます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君よろしいですか。

これで本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

（午後2時02分 散会）